

船舶事故調査報告書

令和3年12月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	令和3年5月2日 00時10分ごろ
発生場所	山口県徳山下松港光地区島田岸壁 徳山下松港島田防波堤灯台から真方位338° 170m付近 （概位 北緯33° 57.2′ 東経131° 55.5′）
事故の概要	押船げんかい及びはしげんかいは、押船列を構成して着岸作業中、はしげんかいは岸壁に衝突した。
事故調査の経過	令和3年6月7日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 げんかい、414トン 136502、唐津湾海区砂採取協同組合 B はしげ げんかい、総トン数不詳 なし、唐津湾海区砂採取協同組合
乗組員等に関する情報	船長A、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	A なし B 船首バルバスバウに凹損 岸壁 なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	A船は、船長Aほか7人が乗り組み、B船の船尾凹部に船首を嵌合して押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、南方に延びる島田岸壁（以下「本件岸壁」という。）に出船右舷着けで着岸する目的で、徳山下松港に入港した。 A船押船列は、船長Aが操船し、左転しながら本件岸壁に向けていたところ、西風を左舷方から受けて東方に圧流され始めたので、全速前進をかけ本件岸壁に針路を向け、本件岸壁までの距離が約70mになったところで後進にかけたものの、前進行きあしが止まらず、約1ノットの対地速力で、B船の船首部が岸壁に衝突した。
分析	A船押船列は、西風を左舷方から受けて東方に圧流される状況下、出船右舷着けする目的で着岸作業中、船長が、全速前進をかけて本件岸壁に針路を向け、本件岸壁に接近したことから、本件岸壁までの距離が約70mになった際、後進をかけたものの前進行きあしが止まらず、B船の船首部が本件岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、A船押船列が、西風を左舷方から受けて東方に圧流される状況下、出船右舷着けする目的で着岸作業中、船長が、全速

	<p>前進をかけて本件岸壁に針路を向け、本件岸壁に接近したため、本件岸壁までの距離が約70mになった際、後進をかけたものの前進行きあしが止まらず、B船の船首部が本件岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 押船列で強風時に着岸操船する場合は、バージ等を含めた風の影響、操縦性能及び岸壁との離隔距離を考慮して操船すること。